

令和 5 年

郡山市教育委員会

8 月定例会議事録

令和5年 郡山市教育委員会8月定例会議事録

日 時 令和5年8月31(木)午後3時00分

場 所 郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)

出席委員 教育長 阿部 亜巳 委 員 今 泉 玲 子
職務代理者

委 員 阿 部 晃 造 委 員 藤 田 浩 志

委 員 田 中 里 香

出席者 教育総務部長 寄 金 孝 一
学校教育部長 嶋 忠 夫
教育総務部次長兼総務課長 渡 部 洋 之
教育総務部次長兼生涯学習課長 宗 形 直 美
学校教育部次長 ((併)こども部次長) 佐 藤 香
中央公民館長 渡 邊 信 幸
中央図書館長 莊 原 文 彰
美術館副館長 杉 原 聡
学校管理課長 二 瓶 元 嘉
学校教育推進課長 日 下 明 彦
教育研修センター所長 中 目 雅 彦
総合教育支援センター所長 新 田 泰 尋
教育総務部総務課長補佐 植 村 健
学校教育部学校管理課長補佐 阿 部 義 登
教育総務部総務課総務管理係長 安 彦 直 人

書 記 鈴 木 基 裕

会 議 次 第

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長の報告

4 議 事

議案第 24 号 令和 5 年度郡山市文化功労賞受賞者の協議について

議案第 25 号 令和 5 年度郡山市教育委員会表彰受賞者の決定について

議案第 26 号 令和 5 年度 9 月補正予算について

議案第 27 号 郡山市教育委員会事務局等組織規則及び郡山市総合学習センター条例施行規則の一部改正について

議案第 28 号 郡山市教育委員会の権限に属する令和 4 年度事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

議案第 29 号 令和 6 年度使用特別支援学級教科用図書の採択について

5 そ の 他

6 各課報告

7 閉 会

阿部教育長職務代理者

只今から、郡山市教育委員会令和 5 年 8 月定例会を開会いたします。

本日は、小野教育長が都合により欠席されておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第13条第 2 項」の規定により教育長職務代理者である私が議事を進行してまいります。

また、小野教育長が欠席であります。在任委員の過半数が出席しておりますので「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第14条第 3 項」の規定に基づき、本定例会は成立いたします。

なお、本日は、傍聴人はおられません。

はじめに、令和 5 年 7 月定例会及び令和 5 年第 1 回臨時会の議事録の承認についてですが、何か御意見等はございますか。

(なし)

阿部教育長職務代理者

それでは、これより採決いたします。

令和 5 年 7 月定例会及び令和 5 年第 1 回臨時会の議事録については、配付のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

阿部教育長職務代理者

御異議なしと認め、そのように決しました。
次に、「3 教育長報告」に入りますが、報告はございません。

阿部教育長職務代理者

続きまして、「4 議事」と「5 その他」について、一括して議題といたします。本定例会には、議事として、議案第24号「令和5年度郡山市文化功労賞受賞者の協議について」、議案第25号「令和5年度郡山市教育委員会表彰受賞者の決定について」、議案第26号「令和5年度9月補正予算について」、議案第27号「郡山市教育委員会事務局等組織規則及び郡山市総合学習センター条例施行規則の一部改正について」、議案第28号「郡山市教育委員会の権限に属する令和4年度事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、議案第29号「令和6年度使用特別支援学級教科用図書の採択について」以上、6件が提出されております。

また、その他として、(1)「和解及び損害賠償の額を定めることについて」、(2)「通学区域の弾力的運用制度(特認校制)の変更について」以上、2件が提出されております。

議事の「議案第24号」及び「議案第25号」については人事案件であり、「議案第26号」及び「議案第28号」、並びにその他の(1)につきましては、郡山市議会9月定例会に提出する案件でありますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開にすべき案件と考えられます。委員の皆様にお諮りいたします。議事の「議案第24号」、「議案第25号」、「議案第26号」及び「議案第28号」の案件の審議、並びに、その他の(1)について、非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

出席者の3分の2以上の賛成でありますので、議事の「議案第24号」、「議案第25号」、「議案第26号」及び「議案第28号」の案件の審議、並びに、その他の(1)については、非公開とすることに決しました。つきましては、非公開の案件については、後ほど「6 各課報告」終了後に審議することにしたと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議なしと認め、はじめに、議案第27号「郡山市教育委員会事務局等組織規則及び郡山市総合学習センター条例施行規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 議案第27号の「郡山市教育委員会事務局等組織規則及び郡山市総合学習センター条例施行規則の一部改正について」御説明いたします。提出書の13ページの2の改正の背景等をご覧ください。こちらの表の左側の背景にありますとおり、郡山市富久山総合学習センター別館の新設に伴い、郡山市総合学習センター条例の一部を改正いたしました。今回は表の右側の改正内容にございますとおり、郡山市教育委員会事務局等組織規則別表第6及び別表第7に郡山市富久山総合学習センター別館を加え、郡山市総合学習センター条例施行規則に使用許可申請の個人使用について、当該別館の体育ホールを追記するものです。これによりまして、表の左側の効果にございますとおり、条例の改正内容と規則に整合性が図られますとともに、新施設の体育ホールの個人利用の申請について、利用手続きの簡素化が図れるものでございます。説明は以上です。

阿部教育長職務代理者 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

阿部教育長職務代理者 それでは、これより採決いたします。
「議案第27号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

阿部教育長職務代理者 御異議なしと認めます。
よって、「議案第27号」については、原案のとおり決しました。
次に、議案第29号「令和6年度使用特別支援学級教科用図書の採択について」、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長 提出書の27ページを御覧ください。委員の机上に2種類のサンプル図書があるかと思えます。表紙に星印が記載されている図書は文部科学省が著作権を有する教科用図書で、通称星本と言われるものでございます。一方、星印が記載されていない図書は、一般図書と言われるものです。委員の皆様は、

に準備しておりますので、手に取って御確認ください。学校で主に使用する教科書は、小学校、義務教育学校前期課程の教科用図書のような文部科学大臣の検定を経た検定本又は文部科学省が著作権を有する星本となっておりますが、児童生徒の障がいの程度に違いがあることから、学校教育法附則第9条の規定により、星本及び検定本以外の一般図書を教科書として、採択してよいこととなっております。採択の方法としましては、特別支援学級のある各学校が、児童生徒の障がいの程度に応じた図書を選定し、教育委員会へ内申したものについて、採否の決定をすることになります。資料28ページを御覧ください。表の上に、検定本、著作本、一般図書と記載された欄がございますが、今回、本市におきまして、著作本に丸がついております、上から行健小学校、熱海小学校、富田東小学校、安積中学校、緑ヶ丘中学校、大槻中学校の6校が星本を選定しております。次に星本では対応できず、一般図書から選定することとなった学校は、一般図書に丸がついております、安積第二小学校、芳賀小学校、赤木小学校、薫小学校、桑野小学校で、福島県教育委員会が調査研究した116冊から選定しております。なお、福島県教育委員会が調査研究していない一般図書から選定した学校はありませんでした。これにより、特別な支援を要する児童生徒に応じた教科書を使用することができるようになりますので、これらの採択をお願いいたします。説明は以上です。

阿部教育長職務代理者

説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

阿部教育長職務代理者

それでは、これより採決いたします。

「議案第29号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

阿部教育長職務代理者

御異議なしと認めます。

よって、「議案第29号」については、原案のとおり決しました。

次に「5 その他」に入ります。

それでは、(2)「通学区域の弾力的運用制度(特認校制)の変更について」、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長

表紙にその他と記載がある資料の2ページを御覧ください。資料の2段落目の黒い菱形の箇所を御覧ください。西田学園が特認校に指定されておりますが、児童生徒数や学級数に変動がありますことから、平成30年に指定したときに、西田学園を選択できる対象校を3年ごとに見直すこととしております。今年度は令和2年度以来の見直しの年となります。西田学園の特認校の対象要件は、2つございます。①今後3年間、通常学級数が12以上であること、②今後3年間の各学年児童生徒数の推移を確認し、児童生徒の転出があっても12学級以上を確保できる見込みがあること、となっております。これらの要件を基に見直しをしたところ、小学校では安積第二小学校と守山小学校が今後3年間通常学級数が12以上確保できないこと、緑ヶ丘第一小学校が児童の転出があった場合に12学級を確保できないこと、中学校では安積第二中学校と郡山第四中学校が生徒の転出があった場合に12学級を確保できないことから、令和6年度から令和8年度までの対象校から外すこととしました。なお、本件につきましては、郡山市学校教育審議会にお諮りし、委員の皆様から承認を得ていることを報告いたします。通学区域の弾力的運用制度（特認校制）の変更についての説明は以上となります。

阿部教育長職務代理者

説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

阿部教育長職務代理者

次に「6 各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告)

No.	所属名	件名
1	中央図書館	全国放送番組アーカイブ・ネットワークのサービス開始
2	美術館	企画展「ひつじのショーン展 テレビシリーズ放送開始15周年記念」
		令和5年度第1回郡山市立美術館協議会

		学校連携事業
		令和5年度博物館実習
		鑑賞学習対応（7月13日～8月16日分）
		ワークショップ「ション・マルシェ」
		自主企画展「土橋醇展 パリ、湖南一幻想を追って」
3	教育研修センター	令和5年度7月教職員研修の実施状況
4	総合教育支援センター	令和5年度7月（1学期）の不登校調査結果報告
		令和5年度幼保小連携推進事業 第3回合同研修について
5	文化振興課	開成館の改修に係る公募型プロポーザルの実施について
		旧立岩邸等の開館について

阿部教育長職務代理者 各課の報告が終了しましたので、先ほど非公開としました議事の審議に入ります。本日は、傍聴人がおりませんので直ちに審議に入ります。

（「議案第24号」「議案第25号」「議案第26号」「議案第28号」「その他（1）」

の案件を非公開で審議し、全会一致で原案のとおり承認。)

阿部教育長職務代理者 本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様から御意見等ありますか。

(なし)

阿部教育長職務代理者 ないようですので、以上で郡山市教育委員会令和5年8月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後4時00分